

別表第2(第3条関係)

弔慰金支出基準表

号	区分		本人の場合					親族の場合		特記事項	
			弔電	弔辞	香典	供花	見舞い	弔電	香典(供花)		
					(円)以内	(円)以内	(円)以内		(円)以内		
1	国会議員	本市出身	現	○	○	20,000	20,000	10,000	○	20,000	
			元	○			20,000		○		
		鹿児島区	現	○		20,000	20,000		○		
			元	○					○		
		本県選出・出身	現	○							
		元	○								
2	県四役	現	○		20,000	20,000	10,000	○	20,000	現職で本市出身の場合、弔辞対応することができる	
		元(知事のみ)	○			20,000		○			
3	県議会議員	現	○	○	20,000	20,000	10,000	○	20,000	本市選出議員に限る。ただし、現職については議長を含む	
		元	○			20,000		○			
4	市議会議員	現	○	○	20,000	20,000	10,000	○	20,000	元(合併前)は、旧市町村議会議員	
		元(合併後)	議長	○		10,000	20,000		○		
			他	○			20,000		○		
		元(合併前)	○						○		
5	市四役	現	○	○	20,000	20,000	10,000	○	20,000	元(合併前)は、旧市町村四役(三役)	
		元(合併後)	首長	○	○	10,000	20,000		○		10,000
			他	○			20,000		○		
		元(合併前)	首長	○			20,000		○		
		他	○					○			
6	市職員	現	○	○				○		職員が公務遂行中に死亡、または公務遂行中の事故等の起因により死亡し、公務災害認定を受けることが想定される場合(通勤途上の災害は除く)に、別途決裁を経て香典、供花等を支出することができる	
		元(合併後)	○								
7	市各行政機関の委員	現	○		10,000	20,000		○		教育委員・選挙管理委員・公平委員・監査委員・農業委員・固定資産評価委員	
		元(合併後)	委員長 会長代表	○			20,000		○		
			委員	○					○		
8	他市町村長及び議長	現	○		10,000	20,000		○		原則として、隣接市町に限る	
		元	○					○			
9	叙勲・褒章・表彰受章者		○							叙勲受章者(地方自治部門)は、10号の市民表彰受章者(薩摩川内市)を適用することができる	
10	市民表彰受章者	薩摩川内市	○	○	10,000	20,000					
		旧川内市	○								
11	民主団体の長等		○							原則として、現職に限る 市各附属機関の委員・その他これに準ずる特別職、民主団体の長、国・県職員(本市関係者)、地区コミュニティ協議会長、自治会長、民生委員、消防団員及び消防関係者、報道機関、教育関係者、市会計年度任用職員等	
12	その他市長が市を代表し、弔意等を認める必要がある者		○	○	20,000	20,000	10,000	○	20,000	名譽市町村民受章者及び遺族は、12号を適用 弔辞は、その他本市発展に貢献された方等に対し、市長が特に必要と認める場合とする	

備考

- 公葬が執行される場合は、この基準表は適用せず、関係機関と協議し別途決裁を受けて決定する。
- 「親族」の範囲は、原則として、1親等(血族・姻族)以内とする。ただし、6号の姻族は同居の場合に限る。
- 「香典」及び「供花」の支出に当たっては、基準表の合計額の範囲内で調整して執行することができる。
- 「弔辞」については、遺族が辞退される場合は対応しない。
- 「見舞い」の病氣療養の場合は、原則として2週間以上の入院の者とし、再入院の場合は、退院後1年を経過した者に適用する。